

第 33 号 議 案

長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例案を次のとおり提出する。

令 和 7 年 2 月 21 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県福江港ターミナルビル条例を廃止する条例

長崎県福江港ターミナルビル条例（平成16年長崎県条例第79号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

福江港ターミナルビルの五島市への譲与に伴い、条例を廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。